

若竹小学校・桜小学校統合協議会設置要綱

(設置)

第1条 若竹小学校及び桜小学校（以下「統合対象校」という。）の統合を円滑に進め、統合により設置される小学校（以下「統合学校」という。）の開校に向けての検討を行うため、「若竹小学校・桜小学校統合協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 統合学校の校名、校歌及び校章に関する事。
- (2) 統合学校の教育目標及び特色ある学校づくりに関する事。
- (3) 統合学校の教材及び教具に関する事。
- (4) 統合学校の施設改修に関する事。
- (5) 通学の安全確保及び通学手段に関する事。
- (6) 児童の心のケアに関する事。
- (7) 統合対象校の歴史及び伝統の保存に関する事。
- (8) その他統合準備に関する事。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 統合対象校の校長、教頭及び教職員の代表
- (2) 統合対象校の保護者の代表
- (3) 統合対象校の学校評議員
- (4) 統合対象校の校区内の主な町会の代表
- (5) 教育委員会事務局職員
- (6) その他協議会が必要であると認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、平成25年3月31日までとする。

2 委員が欠けたときは、委員を補充する。

(職務)

第5条 協議会に会長1名と副会長若干名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、必要があると認めるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が決定したときは、非公開とすることができる。

(部会)

第7条 協議会に、会議の効率的な運営を図るため、必要に応じ部会を置く。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会が行う。

附則

この要綱は、平成23年11月29日から施行する。